

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について パブリックコメント集約一覧

番号	質問・意見の種類	属性	質問・意見内容	回答	属性
1	意見	その他	てんかんの既往のある方の訪問事業で調理・入浴見守りをしてきています。てんかん発作がおきた時対応できるのは、きちんと資格のある方だから安心できるのだと思います。	現在実施しております「介護予防訪問介護」に関しましては、これまで同様の基準にて実施いたします。従いまして、有資格者のサービス提供が継続されますのでご安心ください。	その他
2	意見	その他	事業所の連絡会にて市職員から「事業所は大事な資源」「共に協力しながらより良い総合事業にしていきたい」という趣旨の発言を意気に感じ、新たな制度の下、地域を支える事業所として貢献していきたいと考えています。そのためには、事業が成り立たなくなるような制度になってほしくはありません。介護事業に従事する方々にとって、地域に貢献できるような良い制度を作りあげてほしいと思っています。	居宅介護支援事業者連絡会では、総合事業が実施される背景などをご案内する機会を設けていただきまして、誠にありがとうございました。貴事業者の総合事業の移行において積極的に取り組んでいきたいという考え、また地域に貢献していきたいという強い思いについて、心強く感じております。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
3	質問	基準	厚生労働省のガイドラインに示されている通所型サービスAからCの基準等につきまして、どのように取り組んでいくのか。	平成28年4月時点における通所型サービスについては、現行の通所介護相当サービスのみのサービス提供となります。来年度以降、通所事業所連絡会等を通じて、多様なサービスの在り方を検討していきたいと考えております。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
4	質問	基準	現在の通所介護(要介護者)のサービス(地域密着型通所介護)と総合事業を一体的に行う際の基準等は新たに示されないのか。	総合事業の事業者指定基準等については3月に公表する予定となっております。ご面倒をおかけしますが、今しばらくお待ちください。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について パブリックコメント集約一覧

番号	質問・意見の種類	属性	質問・意見内容	回答	属性
5	質問	基準	【多様なサービスを実施することを前提とし場合にという前提で】 4月から地域密着型通所介護と同様に、総合事業を行う新規事業所の開設は制限されるのでしょうか。また4月からでも通所型サービスAを開設することは可能か。	地域支援事業は東村山市独自の基準で制度を運営して参りますので、当市の考える介護保険事業計画の範囲内において、適切にサービスが提供されることを目的とし新規事業所開設の制限を設ける可能性があります。 東村山市においては、平成28年4月時点における通所型サービスについては、現行の通所介護相当サービスのみのサービス提供となります。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
6	質問	基準	【多様なサービスを実施することを前提とし場合にという前提で】 通所型Cについてはこれまで地域支援事業で行われていた事業だと思えます。これらは現在特定の事業所が行っていて、そしてこれからも同じように行われていくのか。新規参入は可能か。公募する場合の基準はどうなるのか。	平成28年4月時点における通所型サービスについては、現行の通所介護相当サービスのみのサービス提供となります。来年度以降、通所事業所連絡会等を通じて、多様なサービスの在り方を検討していきたいと考えております。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
7	質問	基準	施設の休日を利用して、地域高齢者に対し体操教室を行っています。今年で10年目になりますがこういった取り組みも通所型サービスBに類型されるのでしょうか。	厚生労働省のガイドラインによりますと、通所型サービスBに類型されるサービスは、住民主体による支援のサービスに分類され、またサービス提供者はボランティアとされております。 今後、当市で実施する通所型の類型を検討する際の参考とさせていただきます。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
8	質問	基準	高齢者サークルに依頼され体操指導を行う場合は通所サービスBとなるのでしょうか。	サークルに対して指導・助言する事業は、当市においては一般介護予防事業として位置付けております。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
9	質問	基準	地域高齢者から介護予防のリーダーを養成してほしいと依頼を受けた場合、このような活動は通所型サービスBとして助成対象になりますか。	単に介護予防のリーダーを養成するだけでは、通所型サービスBの助成対象とはなりません。しかし、複数名の介護予防リーダーが養成され、その方々が地域のボランティアの方々と事業を運営することで、介護予防に資するような団体となり得る場合には、通所型サービスBとして補助や助成の対象となる可能性がございます。 総合事業は、既存のサービス類型に比べて多様な他者による多様なサービス提供を目的としておりますので、やる気のある事業所の方々や市民の方々には是非とも積極的なご提案をお願いいたします。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
10	質問	基準	総合事業において要介護認定ではなく、チェックリストにてサービス該当者になり、受けられるサービスはどのサービスか。	ガイドラインにて示されていますとおり、チェックリスト該当者の方が利用できるのは介護予防・生活支援事業となります。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について パブリックコメント集約一覧

番号	質問・意見の種類	属性	質問・意見内容	回答	属性
11	質問	報酬単価	介護報酬本体及び加算の両方とも現行の単価水準を維持するのか。事業運営に大きくかわる部分ですので、現行水準の維持をお願いしたい。	平成28年4月開始当初は、現行水準を維持しますが、今後介護報酬や事業形態の変更により変更になる可能性があります。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
12	意見	報酬単価	事業所評価加算については、介護予防事業を強化していくうえで、必須であると考えます。真の介護予防に値するサービスを行う事業所には、このような加算で評価していただきたいと思えます。	加算につきましても、現行サービス相当の事業を継続して行う場合には変更はございません。利用者の要支援状態の維持・改善に対し評価をする観点で加算を設けることについては、通所サービスのあり方全体を検討する中で、検討していくものと考えております。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
13	質問	報酬単価	第1号通所事業それぞれのサービス類型に応じた報酬単価を通知してほしい。	1月21日の事業所説明会でお示しできるように準備しております。また、サービスコード表についてはホームページ上で公開してまいります。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
14	質問	その他	指定有効期間が6年とあります。この間報酬単価や運営基準等の変更はありますか。あるとしたら次回は何時ぐらいの予定でしょうか。	これまで全国一律の基準である介護予防給付から、各市区町村の事業に移行したことにより、指定有効期間内に報酬単価や運営基準の変更は想定されます。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
15	質問	その他	設備や人員変更などの届け出は東村山市となるのか。	1月21、22日開催の事業所説明会資料を参照ください。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について パブリックコメント集約一覧

番号	質問・意見の種類	属性	質問・意見内容	回答	属性
16	質問	その他	近隣市在住の利用者についてはどうなるのか。	総合事業については当市被保険者(当市に居住する住所地特例者を含む)に効果が及びます。当市以外の被保険者の方については、その方の保険者よりご確認ください。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
17	質問・意見	その他	これまでの介護給付では対象とならなかった援助がおこなわれるのは喜ばしいことです。しかし、その一方で、緩和された事業所の従業員の資格要件が課されないとは、研修等も全くないということでしょうか。事業対象者でも、専門的な関わりが必要であり、判断も難しいと考えます。ですので、本当は資格要件を課したほうが良いとは思いますが、たとえ資格要件を課さなくても一定のレベルを保たなければ制度への信頼を得て継続されていくよう検討をお願いいたします。	緩和した基準での従事者の資格要件につきましては、当市が実施する「一定の研修を修了した者」とする予定です。 緩和した基準により提供されるサービスは、ケアマネジメントや利用者 の選択に基づき利用されるものとなります。従いまして、一定の専門性を要する介護については、現行相当のサービスの利用をご検討いただくこととなります。	その他